

昭和の風情残るまちで 開くそば打ち教室 天然酵母パンも並べ コミュニティの場に

海を望む古いたたずまいが残るまち

塩屋地区は海からすぐに丘陵が迫る地形で、市西側の高台、通称ジェームス山をはじめ明治末期から昭和の初頭にかけて欧米人の住宅地として好まれてきました。戦前は国道2号線沿いに日用品を買う店舗が並んでいましたが、戦後になってJR・山陽「塩屋」駅北側に住宅地が開発されるようになりますと、駅から北へ延びる本通り周辺に店が立ち並ぶようになりました。

商店会ができたのは1950年代のことで、ピーク時には加盟店が80店ほどあったようですが、今は64店に減っているそうです。同商店会の副会長を務める松本徹さんは「塩屋は周囲を丘陵で囲まれており、東の須磨、西の垂水とも地形的に隔てられたすり鉢状の集落で、5,000世帯、人口1万5千人ほどの街です。人口の減少とともに少しずつ閉める店が増えていきました」と話します。

塩屋に移住、制度が後押し

店主の西尾友紀さんはもともとパン作りが好きで、マルシェなどのイベントで自家製パンを出品するほか、自宅でパン作り教室を開講していました。「海の近くに住みたい」というかねてよりの

夫婦の夢をかなえるべく、4年前に芦屋から塩屋へと移住。自宅にはパン工房を備え、趣味のパン作りを本格化させました。かつての異人館である旧グッゲンハイム邸で開かれるマーケット「塩屋市」にも出店していたそうです。

そんな折、空き店舗への出店を支援する兵庫県の施策があることを知りました。「これも何かの縁。チャレンジしてみようか」と塩屋商店会に問い合わせたところ、程よい広さの空き店舗があることが分かり出店を決断します。

天然酵母を使った手作りのパンを置くだけでなく、店内でコーヒーと一緒にパンを食べられるようカフェのしつらえにすることとし、併せて10年ほど前から取り組んできたそば打ちの教室も開くことにしました。「誰もが気軽に店に寄れて、地域のコミュニティースペースにすることができれば」との思いからです。

店の外観は海になじむブルーグレーの壁とガラス戸で開放的な明るい空間としました。パンのショー

ケースは奥に配置し、広いテーブルを置いて、そば打ち台兼カフェのスペースにしています。商店街新規出店・開業等支援事業では店の改装費が助成されるほか、家賃に対する補助もあります。「助成制度のおかげで背中を押してもらいました」と西尾さんは話します。

塩屋をもっと元気に

パンは水、木、土、日曜の週4日販売し、開けている日にそば打ち教室も開いています。教室には現在15人の会員がいて、習いたい時に来ることができます。

塩屋商店会は店同士の結び付きも強く、マーケットや音楽ライブなどのイベントも活発に行われています。そば打ち教室の会員でもある松本副会長は



店奥に並ぶ、天然酵母を使った手作りのパン

「昔ながらの街並みにも引かれて、5つあった空き店舗も埋まりつつあります。Sobarのようなお店が増えれば、またここで店を出したいという人も増えてくる

はず。なんとか店が減ることなく今の状態を維持できれば」と期待を掛けています。

西尾さんも「一带は『西の鎌倉』と

いう人もいるくらい素敵な雰囲気を残しています。せっかくの街の資源をみんなで磨き上げながら塩屋を元気にできれば」と意気込んでいます。

店舗概要
しおやSobar

所在地 神戸市垂水区塩屋町3丁目11-5
代表 西尾友紀

TEL 080-1320-9635
URL <https://shioyasobar.storeinfo.jp/>

支援メニュー講座

商店街新規出店・開業等支援事業

商店街・小売市場の空き店舗を活用する 取り組みを支援します。

制度概要

「商店街新規出店・開業等支援事業」では、商店街や小売市場の空き店舗を活用した新たな業種・業態の出店や住民のコミュニティスペース設置により、商店街の魅力向上やにぎわい創出を図る取り組みを支援します。

事業名	新規出店・開業支援事業		商店街空き店舗再生支援事業
	新規出店支援事業	地域交流促進等施設設置・運営支援事業	
対象事業	商店街の空き店舗への新規出店 ※「若者・女性チャレンジ枠」として、女性および40歳未満の男性の開業者を特に支援しております	子育て・高齢者支援など地域交流や生活支援のための施設を設置し、商店街のコミュニティ機能の強化を図る事業	商店街等が空き店舗を借り上げ、以下の出店者を誘致する取り組み (ア) 商店街に必要な業務等の魅力ある出店者 (イ) 短期・週末など柔軟な形態の出店者 (チャレンジ出店)
対象者	開業希望者	商店街・小売市場、商会議所・商工会、まちづくり会社等	
期間	2年		3年
対象経費	店舗賃借料 内装工事費 ファサード整備費	店舗賃借料 内装工事費 ファサード整備費 広告宣伝費等運営費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費等運営費、コンサル委託料（複数の空き店舗をまとめて出店誘致するための経費） ※チャレンジ出店は、専門家派遣経費も対象
助成額	対象経費の3分の1以内 (上限：1年目150万円、2年目50万円)		<ul style="list-style-type: none"> 対象経費の2分の1以内 (上限：1年目200万円、2年目75万円、3年目35万円) ※チャレンジ出店で1年未満の場合は3ヵ月単位で按分 コンサル委託料(上限：100万円) ※1年目のみ

問い合わせは ひょうご産業活性化センター経営・商業支援課 TEL 078-977-9116